

食安輸発0810第1号

平成22年8月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成22年8月9日付け食安輸発0809第1号）に基づき実施しているところです。

今般、平成22年8月10日付け食安発0810第2号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」が通知され、当該通知に基づく改正により、標記通知の別表第1の2及び別表第1の3から米国産ピスタチオナッツ及びその加工品のアセタミプリドの項を削除することとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定した貨物であって、輸入者より積戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するよう申し上げます。

第 (別紙)  
年 号  
月 日

殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反とされた貨物について

下記の物件については、食品衛生法第11条に違反しているとして、平成 年 月 日付け 第 号にて通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本年 月 日に施行されたことにより、下記物件については、同日から食品衛生法違反に該当しなくなったので連絡します。

なお、今後、下記物件を輸入しようとする場合には、貨物の保管場所を管轄する検疫所の窓口にご連絡下さい。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 届出受付番号